

回 答 書

1 小田原・箱根木製品の販路開拓事業等の継続支援について

【回答】

「小田原漆器」、「小田原木製品」及び「箱根寄木細工・木象嵌」は、本市固有の貴重な資源であり、若手職人を育成し伝統技術を継承していくことは大切なことと認識しています。

このため、これまで各関係団体の行う販路拡大や後継者育成等の各種事業に対して助成を行うとともに、箱根物産連合会や貴所などと連携し積極的に情報発信を行ってきたところです。

今後も引き続き、次世代を担う若手職人の意見も聞きながら、販路拡大やPRを中心に支援を継続してまいりたい。

(担当課：産業政策課)

2 地元建設業者の育成支援及び公共工事について

【回答】

(1) 大手建設業者が受注した案件でも、地元下請け業者に工事を発注する契約条項（仕様書）の義務化について

大手建設業者の受注案件における、地元下請け業者への工事発注については、本市経済の活性化及び市内業者育成・振興を図る観点から、本市としても入札参加業者に依頼しているところです。

契約条項（仕様書）への義務化については、受注業者の自由な事業活動を制限することになる可能性もあることから、導入にあたっては慎重な検討を要することを御理解ください。

(担当課：契約検査課)

(2) 工事の平準化について

工事の早期発注及び平準化につきましては、毎年、工事所管課に通知し徹底を図るとともに、平成30年度末には、平成29年度と同様に、いわゆる「ゼロ市債」による工事の前倒し発注を行うなど、その対応に努めているところです。今年度も可能な限り対応していきたいと考えておりますので、御理解ください。

(担当課：契約検査課)

(3) 総合評価方式の見直しについて

本市においては、総合評価方式入札のうち、「簡易型」の入札・契約手続を、平成28年度にガイドラインに追加しましたが、平成29年度以降、今年度におきましても、適当な工事がなく、未だに試行実績は「特別簡易型」による執行のみです。

今後、「簡易型」にふさわしい工事を抽出し、試行につなげたいと考えております。

なお、試行できた場合は、入札参加業者等からの御意見を聴取し、試行結果を検証してまいりたいと考えております。

(担当課：契約検査課)

(4) 公共工事における提出書類の簡素化について

現在、提出等を求めている工事完成検査時の必要書類は、法令等の規定により必要とされているものや工事目的物の品質、規格、性能、数量等が契約内容に適合しているか確認するために必要となるものなど、最小限のものとなるよう努めております。

平成31年4月からは、建設副産物情報交換システム(COBRIS)に登録したものは、関係書類を提出不要とするなど、今後も必要に応じて適宜見直しを図ってまいります。

なお、工事担当課から、工事完成後の施設管理のために、必要書類の提出を求める場合もございますので、御理解ください。

(担当課：契約検査課)

(5) 小規模施工時の最低補償額の対応方針の遵守と130万円以下の工事発注における基準の見直しについて

小規模施工の積算については、平成29年度土木工事標準積算基準等の改定時に、「1日未満で完了する小規模施工時の積算方法」が新設されたことから、基本的には、この基準に従い積算するようにしておりますので、御理解ください。

また、小規模工事の発注については、所管課ごとの対応となりますが、現場の状況を踏まえて丁寧に対応するよう促してまいります。

(担当課：契約検査課)

3 接続可能な中小企業のための支援施策について

【回答】

(1) マル経融資の利子補給制度の創設

利子補給については、現在、本市の中小企業支援策として実施している「中小企業小口資金融資制度」にも適用していない状況であり、限られた財源のなか優先順位を考慮しながら、総合的な見地で検討する必要があります。

「マル経融資」が小規模事業者の経営環境の向上に寄与してきたことは承知していますが、現時点においては「マル経融資」に対する利子補給は難しい状況です。

(担当課：産業政策課)

(2) 信用保証料補助金予算額の拡大

信用保証料補助の平成 30 年度実績は 266 件、補助金額の合計は約 1,500 万円を支出しており、過去の実績を見ても、予算の範囲内で対応できているため、現時点においては予算額の拡充をする必要はないと考えております。

(担当課：産業政策課)

(3) 事業承継マッチング事業への支援

本市においても平成 29 年 7 月に神奈川県が中心となり設立した「神奈川県事業承継ネットワーク」に参画するなど、事業承継の支援体制を整えております。

また、「小田原箱根事業承継マッチング事業」においても、市のホームページへの掲載や企業への働きかけなど、広報に努めております。

今後も、本市に対する具体的な相談等があった際には、小田原箱根商工会議所を始めとした関係団体ともしっかりと連携し、適切に対応してまいります。

(担当課：産業政策課)

4 いのち輝くまちづくり構想推進について

【回答】

いのち輝くまちづくり構想については、イオングループの店舗進出計画に関連するものであり、同計画については現在、市とイオングループとの間で都市計画法に基づく協議を行っていることから、その状況を注視し、必要に応じた調整等に努めてまいります。

(担当課：産業政策課)

5 空き家・空き店舗対策について

【回答】

「空き家バンク」については、貴所の御指摘のとおり、推進が必要な事業と考えており、市単独での実施のほか、(公社)宅地建物取引業協会小田原支部と連携した県西空き家バンク連絡会によるポータルサイトの運用や、全国版空き家バンクへの登録なども行っております。

また、空き店舗対策については、現在、貴所と連携して取り組んでいる「第3新創業塾」や「おだわら起業スクール」を受講された方が、空き店舗を活用して起業している事例もあり、こうした流れを後押しできるよう、店舗単位での支援の実現に向けて検討してまいります。

(担当課：商業振興課、都市政策課)

6 都市計画道路計画の再構築について

【回答】

都市計画道路の見直しについては、平成20年度に、人口減少等の社会情勢の変化を踏まえ、長期未着手路線を対象に将来交通量推計や代替路線の存在など総合的な検証を行い、変更する1路線、廃止する3路線(部分廃止含む)については、平成24年までに都市計画変更を完了したものです。

平成30年度に、2回目の見直しに着手し、人口減少・少子高齢社会に対応した「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方に基づく立地適正化計画の新たな視点も加え、検証を行ったところです。今後は見直し検証結果の公表を行うとともに、都市計画道路については、土地利用と密接に関係するため、地区のまちづくりと連携を図りながら、適切に対応してまいります。

(担当課：都市計画課)

7 小田原駅西口の開発について

【回答】

小田原駅西口周辺については、平成29年1月に土地所有者などによる「小田原駅西口まちづくり協議会」が設立され、小田原駅前に相応しい良好なまちづくりを目指すこととされており、市としても意見交換や協議会主催の「西口周辺まちあるき」にも参加しております。本年度も引き続き協議会からの相談などに対応しながら、老朽化が著しい新幹線ビルの建替えについても、市として新たな支援策を検討

しています。また、現在の西口広場は、平成 15 年に完成したアークロードの建設に合わせ、限られた用地の中、最善の再整備を行ったものですが、雨天時の混雑など整備課題が存在していると認識しています。

今後も、まちづくり協議会活動の支援とあわせて、課題の解決策を探ってまいります。

(担当課：都市計画課)

8 土地利活用について

(1) 接続可能な発展が期待できる都市計画の策定について

【回答】

本市では、都市機能や居住機能の集約を目的とした土地利用の促進に向け、小田原駅周辺等の特に交通利便性の高い地区における都市計画の見直しを検討しており、今回は、小田原駅周辺の商業地域を対象に、高度地区の見直しを進めているところです。引き続き、他のエリアについても、都市機能や居住機能の集約に向けた施策等について、検討してまいります。

また、都市計画道路の見直しや優良建築物等整備事業の拡充についても取り組んでおります。

なお、既成市街地等に準ずる地域に指定することによる税制上の優遇については、首都圏整備法による既成市街地に接続していることが要件とされていますが、本市はこの要件を満たしていないことから、難しいものと認識しております。

(担当課：都市計画課)

(2) 市街化区域

【回答】

市では、本年 3 月に立地適正化計画の全体版を策定いたしました。

本計画は、「小田原らしさを生かした賑わいのある多極ネットワーク型コンパクトシティの形成」を都市づくりの理念とし、小田原駅周辺を広域中心拠点、鴨宮駅周辺を地域中心拠点、富水・螢田駅周辺などを地域拠点として都市機能誘導区域に位置づけております。

これにより、医療・福祉・子育て・商業等の都市機能を誘導し、各種施設の立地に必要な人口密度（人口集積）を確保しながら、市内各所の拠点となる駅周辺や公共交通沿線等への緩やかな人口誘導を図る、地域ごとの特性を生かした持続可能

な都市づくりを目標としています。

(担当課：都市政策課)

(3) 市街化調整区域

【回答】

平成 30 年 11 月 30 日に施行した既存集落持続型開発許可制度は、既存集落の維持と営農環境の保全のため策定したものです。

この制度の既存タイプは、既存集落内において、線引き前から住宅があった土地の住宅開発を認めるとともに、緑住タイプでは、既存集落内の農地等の住宅開発に対応しており、分家住宅や既存住宅の建替えなど、従前の制度と併せて活用することで、地域のコミュニティは、十分維持できるものと考えております。

なお、都市計画法第 34 条については、現時点で運用等の変更は考えておらず、これまでと同様に適切な運用を行ってまいります。

(担当課：開発審査課)

(4) 立地適正化計画

ア 都市機能誘導区域

【回答】

立地適正化計画では、多極ネットワーク型コンパクトシティの形成を目指すうえで必要となる、公共交通、住宅、医療・福祉、子育て、公共施設など都市機能・生活サービス関連施策の基本的な方向性を位置付けています。計画の目標年次を令和 22 年（2040 年）と設定する中で、こうした様々な分野の取組を踏まえた目標を設定し、5 年ごとの計画の評価・見直しに係る PDCA サイクルで、継続的に計画の推進を図ってまいります。

なお、民間事業の促進を図るため、高さ規制の緩和や民間再開発の推進を図る新たな支援策を検討してまいります。

(担当課：都市政策課)

イ 居住誘導区域

【回答】

立地適正化計画における居住誘導区域は、生活利便性、交通利便性の高い拠点やその周辺市街地及び拠点間を結ぶバス路線沿線の徒歩圏を設定しています。

この計画内容については、誘導区域や見直しの方針を含め、昨年度、パブリック

クコメントや都市計画審議会での意見聴取、諮問・答申を経て策定したもので、緩やかな誘導を図り、将来の都市構造を見越したマスタープランであることを御理解ください。

なお、計画の見直しについては、5年毎に定期的に行うほか、大規模未利用地の土地利用の転換などが生じた場合に、随時検討してまいります。

(担当課：都市政策課)

(4) その他

【回答】

居住誘導区域以外の市街化区域は一般居住区域として、計画上ゆとりある居住環境の形成を図る区域としており、居住や建築等の制限はございません。また、市街化調整区域においては、地域コミュニティの持続や地域の暮らしを支えていくという観点から、各種分野において、各部局が連携して人口減・少子高齢化の進行に伴う対策を講じていくこととしております。

(担当課：都市政策課)

9 将来を見据えた都市構想の策定について

【回答】

(1) 県境を超えた圏域での都市構想の策定

人口減少・少子高齢化の中にあつて、自治体間における広域連携の重要性はますます高まりを見せています。県西地域2市8町においては、各首長を中心とした「神奈川県西部広域行政協議会」を設置し、基礎自治体を取り巻く諸状況の変化への的確な対応及び高度化する広域的課題の確かな解決策について、共同して調査及び研究を進めています。

また、県西地域の特徴として、地理、交通、そして住民生活面での一体性が高く、その中で本市には経済や都市の各機能面が集中しています。そのため、本市の行財政運営の厳しさが増す中であっても、圏域の最大都市である本市が中心的な役割を担い続けなければならないことは認識しており、まずは、本市単独での行財政基盤を強化すべく、様々な取組を断行しているところです。

(担当課：企画政策課)

(2) 都市構想策定における専門的知識を持った職員の配置

御提案の構想策定や専門的な職員の配置については、現時点では検討しており

ませんが、静岡県東部、神奈川県西部及び山梨県東部からなる富士箱根伊豆地域では、圏域での連携を強化すべく交流を図っており、各種課題解決に取り組んでいます。また、伊豆湘南道路については、これまでの取組の結果、関係する県市町で勉強会が立ち上がるとともに、神奈川県の総合計画に位置付けられたところであり、今後も実現に向けた取組を着実に進めていきます。

さらに、本市では総合計画「おだわらTRYプラン」を策定しており、「市民の力で未来を拓く希望のまち」を将来都市像として各施策の推進を図っています。御提案いただいた県西地域の中核都市としての考え方については、このTRYプランにおいても、広域行政の基本方針として、関係市町との相互補完や適切な役割分担により広域的な課題に的確に対応していく、としています。今後も引き続き、先の協議会を軸に県西地域の市町や神奈川県とともに、圏域の持続的な発展と課題解決に向け、取り組んでまいります。

(担当課：企画政策課)

10 優良建築物等整備事業における5案の運用について

【回答】

本市では、市街地環境の整備改善や良好な市街地住宅の供給等に資する土地利用の共同化、高度化等に寄与する一定規模以上の事業を対象にしており、現在は「共同化タイプ」、「市街地環境形成タイプ」に加え、「マンション建替タイプ」の追加を検討しています。

なお、「市街地住宅供給型」は、中心市街地の活性化に関する法律の規定に基づく認定計画に位置付けられた事業が対象ですが計画期間が終了していることから、対象となりません。また、「既存ストック再生型」は、既存建物の改修等であることから、必要に応じて検討したいと考えております。

(担当課：都市計画課)

11 市立病院建替えと機能整備について

【回答】

市立病院の建て替え場所については、昨年12月に策定した「小田原市立病院再整備基本構想」で示した新病院の最大の延べ面積、4万平方メートルのボリュームの建物が現地で納まることが確認できたことから、現在、基本計画策定を進めております。

この作業の中で、病床機能や規模の検証、各部門の計画、収支計画などの検討を行い、新病院に求められる諸室や規模等を具体的に整理するほか、付替え道路やアクセスの問題、騒音等に関する検討を行い、建設地の適性についても整理しているところです。

次に、その機能については、「小田原市立病院再整備基本構想」に掲げているように、建替え後の新病院についても、患者に信頼される病院であることや急性期医療を担う病院であること、地域医療連携の強化をコンセプトに、救命救急センター等の診療機能を充実することとしています。

また、足柄上病院をはじめとした県西地域の他の医療機関との機能分担については、神奈川県が主催する地域医療構想調整会議における議論の中で、検討しているところですが、建替え後の新病院につきましては、これまでと同様に県西地域の基幹病院としての機能を発揮することができるようにしてまいります。

(担当課：経営管理課)

12 小田原駅東西自由連絡通路における5路線を網羅した発車時刻表サインの設置について

【回答】

小田原駅は鉄道5路線が乗り入れる交通結節点であり、1日の乗降客数が19万人を越える県西地域最大の鉄道駅であることから、乗降客の乗継環境の改善や利便性の更なる向上に繋がる取組は必要と考えております。

御要望のあった鉄道と路線バスを網羅した発車時刻表（電光掲示板）については、既に同様のシステムを導入している三郷市にヒアリングを行ったところ、導入費用が高額になるとともに、最新の運行情報が提供できないことや、ダイヤ改正に合わせた情報の更新など、維持管理にも課題が生じていると伺いましたので、現時点で設置予定はありません。

なお、今年度は、初めて小田原を訪れる方や外国人観光客が円滑に移動できるよう、小田原駅東西自由連絡通路等に設置している情報案内板について、視覚による情報伝達が可能なピクトグラムを拡大するとともに、情報内容を日本語と英語の2か国語表記へ統一するなどの改修を予定しており、今後も乗継環境の改善に向けて取り組んでまいります。

(担当課：まちづくり交通課、土木管理課、道水路整備課)

1 3 小田原駅に隣接する公共施設内のトイレ・授乳施設の実態把握について

【回答】

小田原駅周辺の公衆トイレは、西口、東口（大雄山線側）、ハルネ小田原、UMECOなどに、また、授乳施設につきましては、ハルネ小田原、UMECO、アークロード市民窓口、おだびよ子育て支援センターなどがございます。これらのトイレや授乳施設の利用状況としては、桜の開花時期や北條五代祭り開催時などの繁忙期を除き、本市としては、特に小田原駅周辺に不足しているとの認識はありません。しかしながら、来訪者が回遊しやすい環境を整えることにおいては重要と考えておりますので、今後開館予定の市民ホールやにぎわい廊、更には現在、城山1丁目地内に建設しているおだびよ子育て支援センターが、広域交流施設内に移転することで、来訪者にとって、小田原駅に隣接する公共施設内のトイレ・授乳施設の利便性が向上すると考えております。

本市への来訪者にとって小田原駅周辺は「玄関口」となるため、今後も来訪者のニーズ把握に努めるとともに、貴所をはじめ、小田原駅周辺の関係者の御理解と御協力を得ながら、来訪者の受入環境の整備に努めてまいります。

（担当課：環境保護課、観光課、子育て政策課）

1 4 小田原城への登城サインの更なる増設及び誘導について

【回答】

小田原城への誘導については、現時点において小田原駅周辺には40箇所以上に誘導サインを設置しているほか、携帯端末を利用した観光アプリケーションを配信するなどの取組を行っています。

今年度は、「小田原城誘客プロジェクト」を立ち上げ、小田原城への誘導と小田原城址公園の魅力アップについて官民一体となって議論を深めているところで

す。

また、来年度には小田原駅周辺地区の案内サインを見直し、ピクトグラムや多言語化をすすめるなど一斉更新をしたいと考えています。

こうした取組は訪日外国人も意識したものであり、より分かりやすい案内を行うことで受け入れ体制の充実を図ってまいります。

（担当課：観光課、小田原城総合管理事務所）

15 来街の外国人観光客への対応について

【回答】

訪日外国人の対応といたしましては、コインロッカーや一時手荷物預かり所の設置、訪日旅行社向けの旅行センターのリニューアルといった取組を、行政と交通事業者とが連携しながら進めています。

小田原駅西口に滞留している外国人旅行者に対しては、小田原城などの入口となる東口への誘導のため、新たに東西自由通路の階段を利用して目に止まりやすい誘導サインの設置を行うとともに、構内にある案内板の更新も本年度中に実施する予定です。

また、DMOも昨年度から訪日外国人等誘客事業にも取り組んでおりますが、アンケート調査等により旅行者が「どこに行こうか」と検討する旅マエの段階での働きかけが重要であると認識し、外国旅行者へ向けたプロモーション等にも力をいれて取り組んでいるところです。

(担当課：観光課)

16 早川新施設を含むエリアの整備と活性化計画の策定について

【回答】

小田原漁港周辺については、TOTOCO小田原開業に伴い、さらに賑わいが生まれてくるものと考え、これに合わせて早川臨時観光案内所を開設したところです。最近では、TOTOCO開業を契機とした機運の高まりから、本港周辺の飲食店等の若手メンバーが発足した小田原地魚大作戦協議会が、漁港を地域資源として活用した「港の夜市大作戦」を開催し、新たな地域の魅力を創出しました。

こうした動きも捉えて、現在、早川駅を含む小田原漁港エリアの魅力のPRなど具体的な連携について、県・市、観光協会、JR東日本、漁業者や地元商店会等の関係団体で検討しており、これら関係団体とも連携しながら、今後も地域の魅力向上や観光誘客など様々取り組んでまいります。

(担当課：観光課、水産海浜課)

17 小田原駅周辺商店街への回遊性向上策について

【回答】

小田原駅周辺については、都市の将来像として、都市計画マスタープランにおいて、「再開発の促進等による商業・業務機能の集積を図るとともに、質の高い

駅前市街地空間の整備推進を図る」としており、本年3月に策定した立地適正化計画において、都市活力をけん引する拠点として位置付けています。

小田原城の正規登城口に面する三の丸エリアについては、将来のまちづくりビジョンとして「三の丸地区の整備構想」を策定して、段階的に整備を進めているところです。

また、駅周辺商店街への回遊性向上については、訪日外国人観光客を意識し、令和2年度に小田原駅周辺地区の案内サインを多言語化したものへ一斉更新することを予定しています。

このほか、小田原城本通り活性化協議会や小田原城誘客プロジェクト実行委員会など、商工業者や観光関係者等との官民連携により、小田原城を訪れる方を街なかへ回遊させるための取組が進められています。

引き続き、貴所とも連携しながら、駅周辺商店街への回遊性向上に取り組んでまいります。

(担当課：商業振興課、観光課、都市計画課)

18 JR東海道線乗り電車終電の繰下げについて

【回答】

小田原駅のJR東海道線乗り最終電車時刻の繰下げについては、神奈川県をはじめ県内すべての市町村及び経済団体（神奈川県商工会議所連合会及び神奈川県商工会連合会）により構成される「神奈川県鉄道輸送力増強促進会議」を通じて、例年、鉄道事業者に対して要望しておりますが、平成30年度の要望に対し、鉄道事業者からは、「小田原駅23時台の上り列車は御利用が極めて低調であることから、上り最終列車の繰り下げ、延長運転等について現状では予定はございません。」との回答を受けております。

しかしながら、利用者の利便性向上を図る上で重要な課題と認識しておりますので、引き続き、鉄道事業者へ要望してまいります。

(担当課：まちづくり交通課)

19 女性や障がい者が活躍できる職場づくりへの事業所への配慮について

【回答】

障害者が活躍できる職場づくりについては、少子高齢化が進む中、労働力人口を確保する対応策の一つとして、障がい者の社会進出が求められており、その促

進に当たっては、雇用に際して、働くことの障壁とならないように職場環境を整備することがとりわけ重要であり、事業主には一定の配慮が求められています。

障がい者雇用に取り組む事業主に対しては、ハローワークや独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構などが助成金等の支援制度を設けており、本市としましては、必要に応じて当該制度の周知を図ってまいります。

また、本年度から、障がい者が店舗等を訪れる際に支障となる設備等の改修等に要する費用の一部を助成する「障がい者への合理的配慮の提供を支援するための助成制度」を開始し、ハード面の整備とともに、障がい者への配慮への気付きを促す、障がい者雇用にもつなげる支援を行っておりますので、貴所会員の皆様に御活用いただけますよう、更なる周知への御協力をお願いいたします。

女性が活躍できる職場づくりについては、本市では、平成 30 年度に、官と民が協働で職業生活における女性の活躍推進について、地域の実情に応じた対応策を検討する機関として「小田原市女性の活躍推進協議会」を立ち上げ、活動しているところです。

御指摘の、横浜市が実施している「中小企業女性活躍推進助成金」の取組は、女性や障がい者が社会に進出するための先進的な事例となり得るものであり、本市としても注目しているところです。

本市における支援のあり方については、「小田原市女性の活躍推進協議会」からの答申や同制度の状況、県内各市の取組等を参考としながら検討してまいります。

(担当課：人権男女共同参画課、障がい福祉課)

20 建築業における働き方改革への支援

【回答】

(1) 適正な工期設定、賃金水準の確保、週休 2 日の推進等について、関係者で構成する協議会を設置し、時間外労働規制に向けた必要な環境整備を進め、業界等の取組を支援することについて

これまでも適正な工期設定や賃金水準の確保等については、庁内通知や、国交省パンフレットを受注者に配布するなどし、発注者である市内部での情報共有や業界への周知を図ってきたところです。また、時間外労働規制等の法改正については、市広報紙へ掲載するとともに、関係機関から送付されるポスター・パンフレットを市関連施設に掲示、配架し規制の適用に向けた環境整備を図っています。

御指摘のあった点については、令和元年6月に改正された新担い手3法に基づき、国の動向を注視しながら、神奈川県や県内自治体と連携して今後の対応を検討してまいります。

(2) 施工時期の平準化やICTを活用したi-Constructionの取組、書類の簡素化等により生産性の向上を進めることについて

施工時期の平準化については、毎年、契約検査課から工事所管課に通知し徹底を図るとともに、平成30年度末には、平成29年度と同様に、いわゆる「ゼロ市債」による工事の前倒し発注を行うなど、その対応に努めているところです。

書類の簡素化については、平成31年4月から建設副産物情報交換システム(COBRIS)に登録したものは、関係書類を提出不要とする等、法律等の規定に基づく最小限のものとなるよう努めておりますが、今後も必要に応じて適宜見直しを図ってまいります。

ICTの活用については、国の対応や他自治体の動向を注視しながら、今後の対応を検討してまいります。

(担当課：建設政策課、産業政策課、契約検査課)

2.1 防災生活幹線道路の整備について

【回答】

伊豆湘南道路構想については、貴所も御参画いただき、平成10年8月に熱海市を会長市として沿線市町等において「伊豆湘南道路建設促進期成同盟会」を設立し、毎年、国土交通省に要望活動を行ってまいりましたが、中々進展が見られない状況が続いておりました。そのような中、昨年7月、8月の沿岸部の台風の被災を契機に、神奈川県と地元市町（小田原市、真鶴町、湯河原町）が国土交通省へ「神奈川と静岡の県境をまたぐ道路ネットワークの強化」について働きかけたことで、当該道路構想に対する国の関心を高めることができました。

その後、神奈川県においては、令和元年7月30日に策定した「かながわグランドデザイン第3期実施計画」において、「自動車専用道路網等の整備」の枠に、当該道路構想を新たに位置付けるなど、着実な進展が見られる状況となってまいりましたことから、この機を逃さないよう、引き続き国や県へ更なる働きかけをしてまいりますので、貴所におかれましても、御協力の程よろしくお願いいたします。

また、足柄幹線林道の管理者である県西地域県政総合センターによりますと、当該林道につきましては、防災の視点での安全対策に留意し林道機能を保持するため、必要に応じた維持管理を実施してまいりたいとのことです。

(担当課：防災対策課、農政課、建設政策課、土木管理課)

2 2 富士山噴火災害時の事業所への配慮について

【回答】

本市では、「小田原市地域防災計画」を策定しており、この中に、火山災害対策について、「災害予防」及び「災害時の応急活動計画」の二つの観点で記載しております。「災害予防」では、主に火山情報の伝達体制や災害応急対策への備えを記載しており、噴火警戒レベル発表中の火山に係る降灰予報等を、必要に応じて防災行政無線等により速やかに市民へ情報提供を行いつつ、噴火の事態に備えます。

「災害時の応急活動計画」では、御指摘のとおり、大規模な噴火が発生した場合、30～50cm以上の降灰の堆積が想定されるため、市では、災害対策本部の設置により体制を整備し、引き続き防災行政無線を通じて情報を提供するほか、救助・救急、消火及び医療救護活動と併せ、降灰等への対策を、自衛隊などの関係機関とも連携のうえ行います。市内企業の皆様におかれましては、既にBCPを作成し、組織体制を整えているということですが、今一度細部について御検討いただき、不測の事態に実効性がある対応が出来るよう備えて頂きたいと存じます。本市としては、火山災害による被害の軽減を図るため、国や県と協力して避難計画の策定や火山灰の廃棄方法及び収集場所の検討等を進めてまいります。

また、今後も市民や事業所からの問い合わせに対し、適切に情報提供できるように努めてまいります。

(担当課：防災対策課)

2 3 (仮称)小田原スポーツコミッションの設立について

【回答】

スポーツと地域資源を掛け合わせ、地域活性化を図る推進主体として、スポーツコミッションを設立する動きが全国的に広がっていることは承知しています。

小田原市ラグビー・オリパラ活性化委員会の幹事団体である(公財)小田原市体育協会など民間が中心となって(仮称)小田原スポーツコミッションの設立を計

画していると伺っておりますので、今後、計画の進捗に応じて、行政として可能なところは協力してまいります。

(担当課：企画政策課、スポーツ課)

24 PPP、PFI手法の活用について

【回答】

平成30年度PPP・PFI勉強会は、小田原市においても名義上の協力により支援させていただきました。本市としても更なる公民連携の推進に向け、PPP/PFI手法の活用について研究を進めるとともに貴所とも引き続き情報共有に努めてまいります。

また、今回の御要望にありました施設の統廃合などの情報についても、民間による利活用を進めるにあたっては、適切な時期に情報提供させていただきます。

(担当課：公共施設マネジメント課)

25 地方創生の戦略に再生可能エネルギー施策の推進について

【回答】

本市では、平成29年度からスタートした「おだわらTRYプラン」後期基本計画において、9つの重点テーマの一番目に「豊かな自然や環境の保全・充実」を掲げ、庁内部局の横断的な取組や市民・民間との連携により「エネルギーの地域自給に向けた取組」を推進しています。

地域固有の資源である再生可能エネルギーは、地域に根ざした方々により利用されることで、気候変動や防災対策のみならず、地域内のエネルギー収支を改善して地域経済の好循環を創出することに資するものであると認識しております。

国際的な潮流においても、パリ協定で世界の共通目標が定められる中、目標達成のビジョンとして環境・経済・社会の総合的向上が掲げられており、環境配慮的な側面だけでなく、経済の活性化に貢献する形で再生可能エネルギーを導入することが求められています。

本市では小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例に基づき、再生可能エネルギー導入拡大のため、地域の活性化等、地域の課題解決に資する再生可能エネルギー事業に奨励金を交付するなど継続的支援を行うとともに、地域への還元を促す仕組みを整えてまいりました。

補助制度については、時代の動向を踏まえた見直しを随時行い、引き続きエネ

ルギーを地域で自給する持続可能なまちを実現するため、地球暖化対策及び地域経済の好循環の創出をより一層進めてまいります。

(担当課：エネルギー政策推進課)

2.6 小田原地下街の民間移管について

【回答】

小田原地下街「ハルネ小田原」の経営体制については、お城通り地区再開発事業や市民ホール整備事業の完了など小田原駅周辺における環境の変化、また、キャッシュレス化の推進に伴う消費行動のトレンドや民間事業者の動向など、状況を十分に見極めつつ検討してまいります。

経営状況については、地下街の収支を明確化するため、一般会計とは別に「小田原地下街事業特別会計」を設け、一般会計からの繰入金も含め公表しています。なお、一般会計からの繰入金は、収支差額の補填を目的とするものではなく、地下歩道やバス乗り場への階段・エスカレーターの維持管理など、市が担うべき公共公益機能に係る目的に応じた繰入れを行っています。

(担当課：商業振興課)